

DIAMバランス・インカム・オープン (毎月分配型)

追加型投信／内外／資産複合

DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]
DIAMアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行う者]
みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】 <http://www.diam.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) 資産配分固定型))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	なし

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

＜委託会社の情報＞	
委託会社名	DIAMアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	4兆2,869億円
(2012年2月29日現在)	

- 「DIAMバランス・インカム・オープン(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2011年11月8日に関東財務局長に提出しており、2011年11月9日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

高金利ソブリン・マザーファンドおよび日経225インデックスファンド・マザーファンドへの投資を通じ、実質的に外国債券および国内株式を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色



分散効果が期待できます。

外国債券と国内株式に分散投資をすることで資産分散効果と通貨分散効果が期待できます。

各資産(各マザーファンド)への基本配分比率は、原則として以下の通りとします。

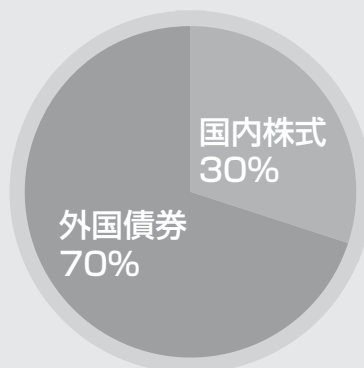
外国債券(高金利国のソブリン債券)
(高金利ソブリン・マザーファンド)

…純資産総額の70%

国内株式(日経平均株価(日経225))
(日経225インデックスファンド・マザーファンド)

…純資産総額の30%

※当ファンドは実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。



※上記比率は各マザーファンドへの基本配分比率です。
※ただし、時価の変動などにより各マザーファンドの時価構成比が基本配分比率から乖離した場合には、原則として定期的に基本配分比率に修正します。また、市場動向等を勘案し、基本配分比率を変更する場合があります。



毎月分配をめざします。

毎月8日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、経費控除後の利子、配当等収益および売買益(評価益を含む。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配を行います。

収益分配のイメージ



●「分配金受取コース」

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

●「分配金自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税引後、自動的に無手数料で再投資されます。

・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

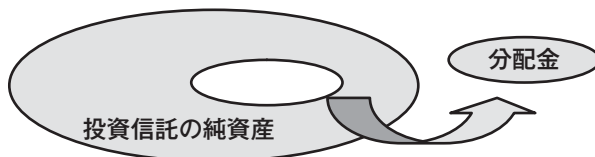
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

投資信託の収益分配金に関するご説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

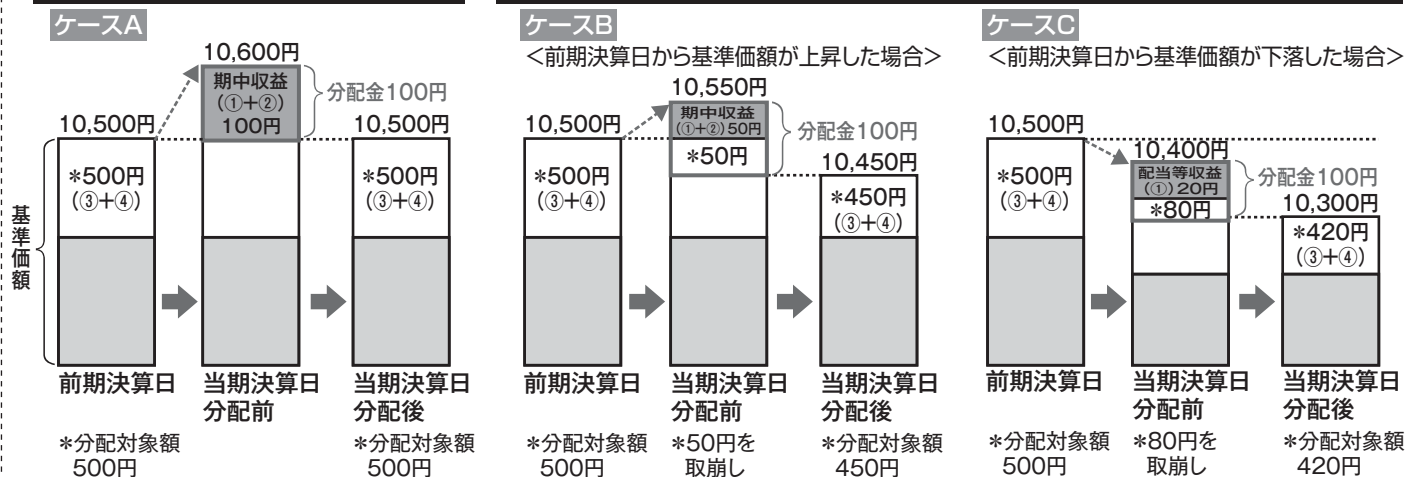
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

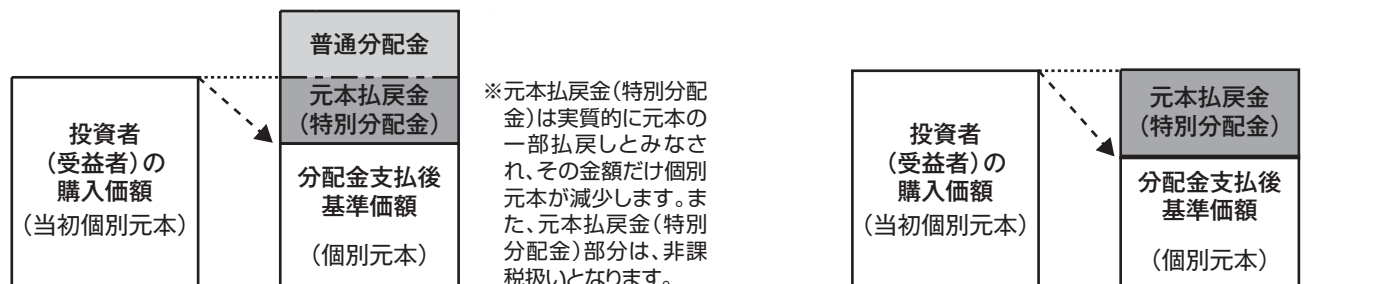
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



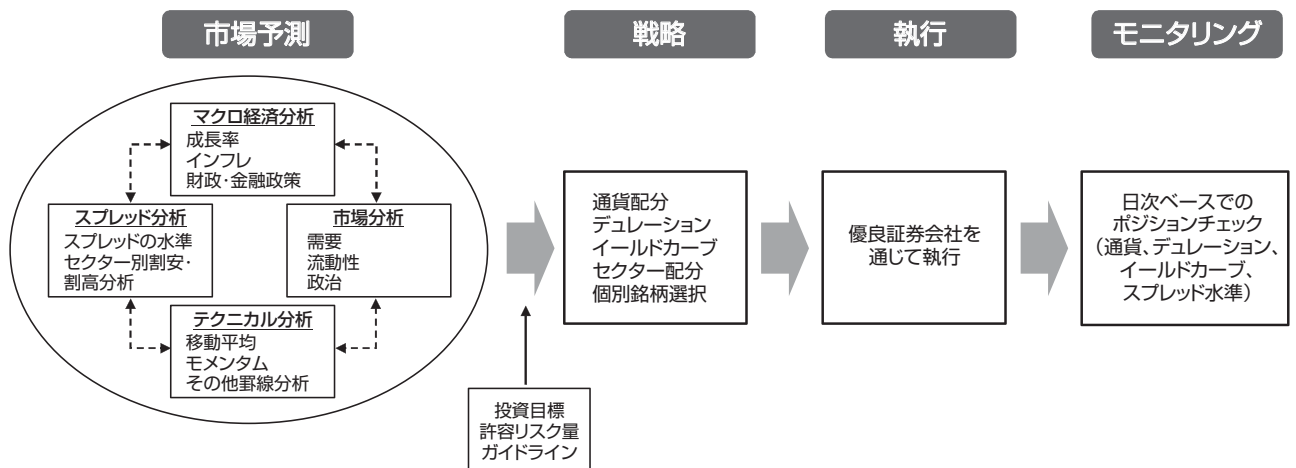
普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

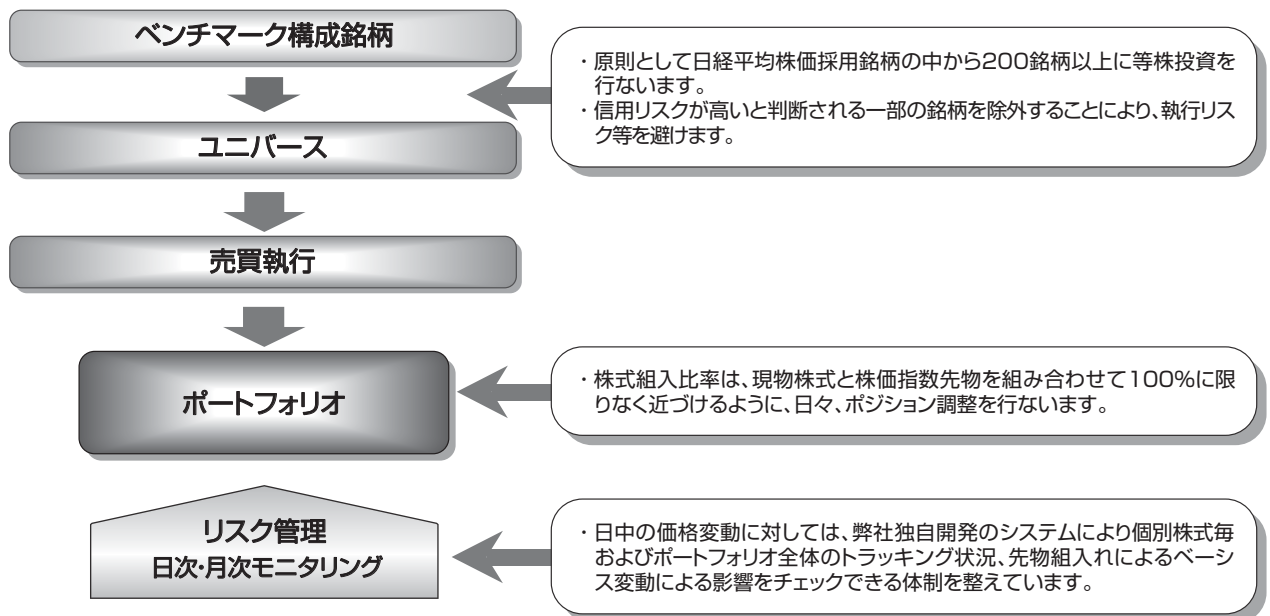
1. ファンドの目的・特色

運用プロセス

●高金利ソブリン・マザーファンド



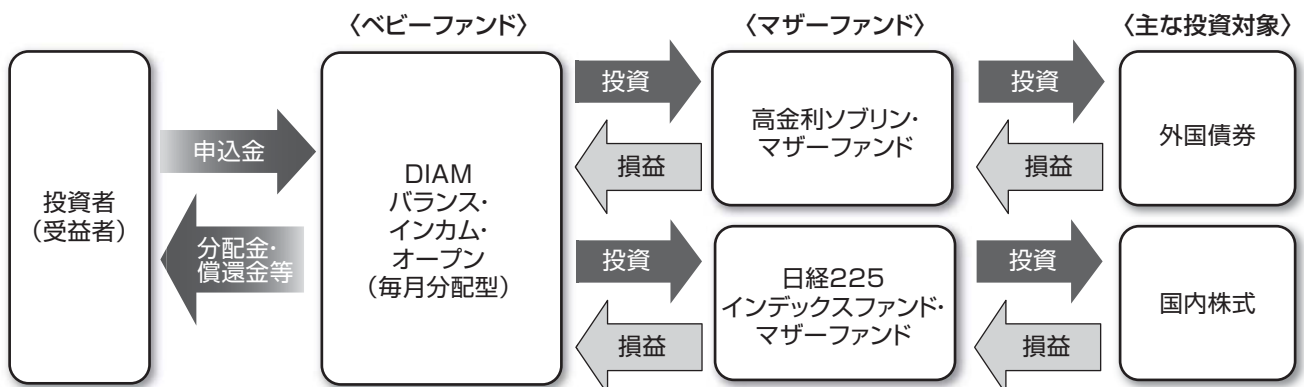
●日経225インデックスファンド・マザーファンド



ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

主な投資制限

- ① マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑤ マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

マザーファンドの概要

外国債券
高金利ソブリン・マザーファンド
主要投資対象
高金利国のソブリン債券 ^{*1} (当初組入時においてA- / A3格以上) ^{*2}
投資態度
① 景気・金利・為替動向、財政・金融政策を中心としたファンダメンタルズ分析に基づき、投資対象銘柄の発行規模やポートフォリオの地域分散を考慮した上で、主として高金利国のソブリン債 ^{*1} に投資し、収益を追求します。なお、組入対象国および国別配分は特に限定しません。 ② 運用指図に関する権限は、DIAM International Ltdに委託します。 ③ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ※1 ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建、外貨建があり、世界銀行、アジア開発銀行など国際機関が発行する債券も含まれます。 ※2 S&PあるいはMoody'sのものを使用します。両社が格付を付与している場合は、どちらか高い方の格付を基準とします。
国内株式
日経225インデックスファンド・マザーファンド
基本方針
日経平均株価(日経225) ^(注) に連動する投資成果をめざして運用を行います。
主要投資対象
わが国の株式
投資態度
① 株式については、原則として日経平均株価(日経225)採用銘柄の中から200銘柄以上 [*] に等株数投資します。 ※一部信用リスクが高いと思われる銘柄は投資対象から除外する場合があります。 ② 株式(株価指数先物取引を含みます。)の組入比率は、高位を保ちます。 ③ 株式の実質組入比率を調整するため、株価指数先物取引やオプション取引を行うことがあります。 ④ 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ⑤ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。
(注)「日経平均株価」(日経平均)に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社および同社の委託により日経平均を運営する日本経済新聞デジタルメディアは日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延又は中断に関して責任を負いません。本商品について、日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは一切の責任を負うものではありません。

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

●資産配分リスク

各資産(外国債券、国内株式)への配分比率は、基本配分比率に準じ、原則として定期的に見直しを行い、その変動を抑えます。この資産配分が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

●債券投資リスク

当ファンドでは実質的に債券に投資します。債券には、一般的に次に掲げるリスクがあります。

1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価格が下がる要因となります。

2) 信用リスク

信用リスクとは、債券の発行者が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該債券の価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

●株式投資リスク

当ファンドでは実質的に株式に投資します。株式には一般的に次に掲げるリスクがあります。

1) 株価変動リスク

株式の価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動により、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

2) 信用リスク

株式の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、そのような状況に陥ると予想される場合、当該株式の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

●為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また、外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して対円での為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

●流動性リスク

当ファンドは、実質的に市場規模が小さい株式、債券等に投資する場合があります。そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかつたり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

●カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落する要因となる場合があります。

2. 投資リスク

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

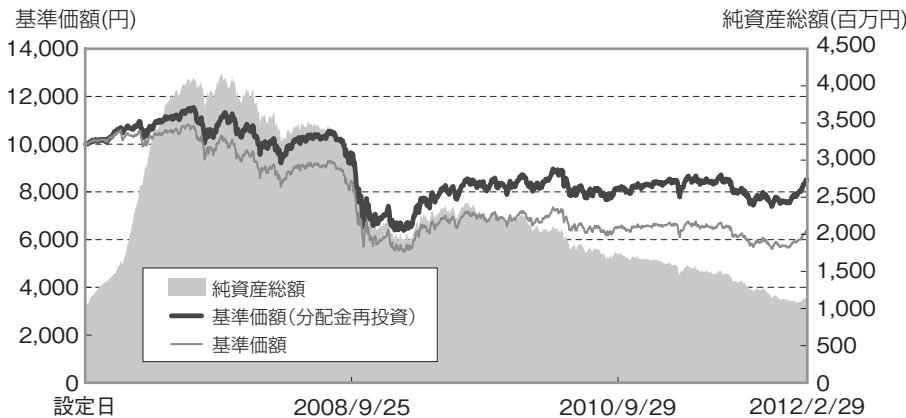
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、運用パフォーマンス評価を、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。
運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。
- マザーファンドの運用の外部委託先に対しては、投資一任契約に基づき、ファンドの運用目標、運用プロセス、投資対象などを伝達し、運用ガイドライン等の徹底を図ります。運用開始後は運用外部委託先と各運用本部、運用グループが連携し、運用を実施致します。運用内容については、リスク管理グループがパフォーマンス評価・分析等を行います。

基準価額・純資産の推移

《設定日(2006年9月28日)~2012年2月29日》



分配の推移(税引前)

第59期	(2011.10.11)	25円
第60期	(2011.11.08)	25円
第61期	(2011.12.08)	25円
第62期	(2012.01.10)	25円
第63期	(2012.02.08)	25円
直近1年間累計		300円
設定来累計		2,345円

(注) 分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2006年9月28日)
 ※基準価額は信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

(注) 投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

■組入銘柄一覧

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	高金利ソブリン・マザーファンド	69.18
2	日経225インデックスファンド・マザーファンド	29.82

■高金利ソブリン・マザーファンド

(注) 投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
国債証券	南アフリカ	11.60
	ポーランド	11.00
	メキシコ	10.86
	ニュージーランド	10.59
	ノルウェー	9.39
	その他	37.48
	小計	90.92
特殊債券	オーストラリア	7.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.89
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	NEW ZEALAND 6.0 12/15/17	国債証券	ニュージーランド	6.00	2017/12/15	10.59
2	NORWAY 5.0 05/15/15	国債証券	ノルウェー	5.00	2015/5/15	9.39
3	CANADA 4.5 06/01/15	国債証券	カナダ	4.50	2015/6/1	9.01
4	CZECH REPUBLIC 6.95 01/26/16	国債証券	チェコ	6.95	2016/1/26	8.79
5	US T N/B 4.0 02/15/15	国債証券	米国	4.00	2015/2/15	8.60
6	SOUTH AFRICA 13.5 09/15/15	国債証券	南アフリカ	13.50	2015/9/15	8.29
7	SWEDEN 4.5 08/12/15	国債証券	スウェーデン	4.50	2015/8/12	7.23
8	NEW S WALES 5.5 08/01/14	特殊債券	オーストラリア	5.50	2014/8/1	7.19
9	MEXICAN BONDS 9.0 06/20/13	国債証券	メキシコ	9.00	2013/6/20	6.91
10	POLAND 5.0 10/24/13	国債証券	ポーランド	5.00	2013/10/24	5.83

■日経225インデックスファンド・マザーファンド

(注) 投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
株式	日本	75.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		24.13
合計(純資産総額)		100.00

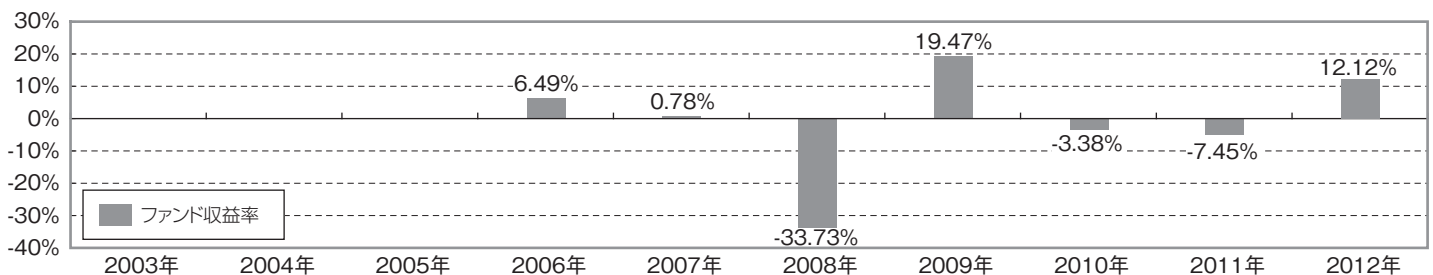
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	業種	投資比率(%)
1	ファーストリテイリング	株式	日本	小売業	5.26
2	ファナック	株式	日本	電気機器	4.60
3	ソフトバンク	株式	日本	情報・通信業	2.27
4	京セラ	株式	日本	電気機器	2.25
5	本田技研	株式	日本	輸送用機器	1.93
6	キヤノン	株式	日本	電気機器	1.73
7	KDDI	株式	日本	情報・通信業	1.61
8	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	1.41
9	信越化学	株式	日本	化学	1.36
10	TDK	株式	日本	電気機器	1.33

組入上位5業種(株式)

順位	業種	投資比率(%)
1	電気機器	16.29
2	小売業	7.35
3	情報・通信業	6.43
4	輸送用機器	5.40
5	医薬品	4.99

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。

※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2006年は設定日から年末までの収益率、および2012年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円)
購入価額	お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換金単位	各販売会社が定める単位
換金価額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。
申込締切時間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	2011年11月9日～2012年11月8日 ※ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行の休業日のいずれかに該当する日(以下「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 海外休業日には、換金のお申込みの受付を行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限です。(設定日:2006年9月28日)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ①受益者のために有利であると認めるとき。 ②やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	原則として毎月8日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、自動的に無手数料で全額が再投資されます。
信託金の限度額	3,000億円とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年2月、8月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示しております。(URL http://www.diam.co.jp/)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。(委託会社の略称:DIAM、当ファンドの略称:バランスイン)

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																	
購入時手数料	購入価額に、 <u>3.15%(税抜3.0%)</u> を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。																
信託財産留保額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。																
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																	
運用管理費用 (信託報酬)	<p><u>ファンドの日々の純資産総額に対して年1.1025%(税抜1.05%)</u>の率を乗じて得た額とします。また、運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>項目</th> <th colspan="2">費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">毎日</td> <td rowspan="3">信託報酬</td> <td>総額</td> <td>信託財産の純資産総額に対して年率1.1025%(税抜1.05%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年率0.525%(税抜0.50%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.525%(税抜0.50%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受託会社</td> <td>年率0.0525%(税抜0.05%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>委託会社の報酬には、高金利ソブリン・マザーファンドの投資顧問会社である、DIAM International Ltdへの投資顧問報酬(当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの時価総額に対して年率0.25%)が含まれています。</p>	時期	項目	費用		毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して年率1.1025%(税抜1.05%)	配分	委託会社	年率0.525%(税抜0.50%)	販売会社	年率0.525%(税抜0.50%)		受託会社	年率0.0525%(税抜0.05%)
	時期	項目	費用														
	毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して年率1.1025%(税抜1.05%)													
			配分	委託会社	年率0.525%(税抜0.50%)												
販売会社				年率0.525%(税抜0.50%)													
	受託会社	年率0.0525%(税抜0.05%)															
その他費用・手数料	組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。																

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

税金

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※税金は表に記載の時期に適用されます。

※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※上記は、2012年2月末現在のもので、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%の税率となります。また、2014年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

DIAM
ダイヤモンド